

第3号議案

ながのシティプロモーション実行委員会

H30. 3. 31

資料No. 5

ながのシティプロモーション実行委員会の解散に伴う残余財産の
帰属について

ながのシティプロモーション実行委員会は、平成30年2月13日に開催した
ながのシティプロモーション実行委員会会議における承認のとおり、規約第19
条第1項に基づき本日（平成30年3月31日）をもって解散するが、下記に掲
げる残余財産は、規約第19条第2項に基づき長野市に帰属するものとする。

記

1 残余財産

財産	数量	備考
預金残高	1,573,550円	口座解約により発生する 解約利息についても、 長野市に帰属するものと する。
ながのシティプロモーション 専用ホームページ	一式	
キャッチフレーズ・ロゴマーク	一式	商標登録は長野市が行っ ている。
小学生向けリーフレット、絵葉 書等、これまでの事業の成果物 及び成果物に伴って生じた権利	一式	